糸魚川市職員の政治的行為の制限に関する運用指針

平成28年2月総務部総務課

1 策定趣旨

職員は、全体の奉仕者として、政治的に中立な立場を保持しなければなりません。 このような趣旨から、職員に対しては、地方公務員法により一定の政治的行為の 制限が課されています。

本指針は、行政の公正な運営の確保、市民から信頼される市政の実現を目的として、職員の政治的行為の制限に関する遵守事項をまとめたものです。

2 適用範囲

地方公務員法が適用される糸魚川市の職員(常勤の臨時職員を含む。)全員を対象とします。

3 政治的行為の制限

地方公務員法第36条の規定により、特定の政党等または公職の選挙における特定の候補者等を支持、反対するなど、政治的目的を持って行う次のような政治的行為は、禁止されています。

- (1) 政党の構成員となるような勧誘活動の実施
- (2) 公職の選挙での投票の勧誘運動
- (3) 署名運動を企画するなどの積極的関与
- (4) 寄附金その他金品の募集への関与
- (5) 文書、図画の庁舎への掲示等
- (6) 職名、職権等の影響力の利用
- (7) 特定の候補者の推薦人としての選挙公報等への氏名の掲載
- (8) 多数の人の前での政治的目的を有する意見の表明 など ※糸魚川市外における活動において、一部可能な場合があります。

4 政治的行為の解釈

- (1) 政治的行為と解されない事例
 - ・政治的団体に対して寄附金その他金品を支払うこと。
 - ・政党その他の政治団体の単なる構成員になること。
 - ・政治的目的のための求めに応じて単に署名すること。
 - ・政党機関紙を個人的に購読すること。
 - ・政治的目的を持ったデモに、単に参加すること。
 - ・地域の行事等で、議員等と懇親を深めること。
 - ・通知等に基づき、議員等が参加する集会、懇親会等に出席すること。
 - ・特定の議員等と意見交換するための会合や懇親会に単に出席すること。
- (2) 明らかな政治的行為ではないものの、誤解を招いたり、好ましくない事例
 - ・政治的目的のための署名を勧誘すること。
 - ・自宅(敷地内)に、特定の政党を支持するポスターを掲示すること。
 - ・特定の議員等が主催し、多数が集まる集会、懇親会に参加すること。
 - ・特定の政党や議員等を支持するよう他人に依頼、勧誘すること。 (集会等において、積極的な呼びかけを行うなどした場合は、禁止行為に該当)

(留意点)

政治的目的を持った政治的行為かどうかが、判断基準となります。

一般市民から見て、政治的行為ではないかとの疑念を持たれる恐れの ある行為は、職員として、回避する必要があります。

なお、判断に迷う場合は、所属長や総務部総務課に相談してください。

5 地方公務員法に違反した場合の対応

3に掲げる政治的行為により、地方公務員法に違反したと認められる場合は、懲戒処分等の対象となるほか、刑事罰が科せられることとなります。

なお、個々の事例については、政治的目的を持つ行為であるかどうかや、行為の 態様により判断することとなるため、行為だけを取り上げて、違反かどうかを決め られるものではありません。